

# I 調査の概要

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

### (2) 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）である。

### (3) 調査期日

令和5年（2023年）11月1日現在

### (4) 調査の種類及び対象

調査の種類	調査の対象
海面漁業調査 漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する漁業経営体

### (5) 調査の系統

農林水産省 — 都道府県 — 市区町村 — 統計調査員 — 調査対象

### (6) 調査の方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

## 2 調査の定義及び約束事項

海面漁業	海面において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日の期間。以下同じ。）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生产手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外の経営形態をとる団体経営体をいう。
経営体階層	漁業経営体が、「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層に区分。 イ 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記ア以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。
漁業層	以下の階層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたもの。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたもの。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたもの。

<p>漁業種類 営んだ漁業種類</p>	<p>漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。 漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。</p>
<p>漁船</p>	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため）。</p>
<p>無動力漁船 船外機付漁船</p>	<p>推進機関を付けない漁船をいう。 無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。</p>
<p>動力漁船</p>	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。 なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
<p>海上作業</p>	<p>ア 漁船漁業では、漁船の運行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁労に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>（ア） 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 漁船を使用しての養殖施設までの往復</li> <li>b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し</li> <li>c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業</li> </ul> <p>（イ） 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業</li> <li>b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除</li> <li>c 池及び水槽の見回り</li> <li>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</li> <li>e 収穫物の取り上げ作業</li> </ul>

個人経営体の専兼業分類

専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合をいう。
第1種兼業 （自営漁業が主）	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業 （自営漁業が従）	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自家漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう。
海上作業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。

### 3 その他

(1) 数字単位及び百分率(%)未満は、四捨五入を原則とした。したがって合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「X」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

※ 統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。